

〔開会の宣告〕

遠藤洋路 教育長

令和3年2月定例教育委員会会議を開会いたします。

〔会議の成立〕

遠藤洋路 教育長

本日は、私の他4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。

会議録署名人は、泉委員と西山委員とします。

〔公開の審議〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため、案件を追加しております。当該案件は、議第13号 職員の懲戒処分についてです。

また、議第13号 職員の懲戒処分については、会議規則第13条第1号「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」の非公開事由に該当することから、非公開の審議が適切と思いますがいかがでしょうか。

議第13号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

遠藤洋路 教育長

全員賛成により、議第13号は非公開とします。

日程第1 前回会議録等承認

遠藤洋路 教育長

1月28日開催の令和3年1月定例教育委員会会議を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、前回会議録を承認することに決定します。

日程第2 事務局報告

(1) 事業・行事等報告について

- 前回定例会議（R3. 1. 28）以降の事業・行事報告
- 今後の予定

日程第3 議事

- ・議第9号 熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

富合小学校において、そのような変更が生じた理由は、運動場が整備されたとか、そういうことでしょうか。

福島慎一 教育政策課長

富合校区につきまして、富合小学校の体育館においては、ミニバスケットやミニバレー、テコンドーがこれまでございましたが、運動場を使用する団体がございませんでした。今回、軟式野球、陸上、サッカーをしたいという申出が学校へありましたので、運動場についても夜間開放施設としたいということでございます。

遠藤洋路 教育長

他にご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。
では、他にご発言がなければ採決を行います。
議第9号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。
議第9号 熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部改正については原案のとおり決定いたします。

[採決] 【原案どおり承認された】

- ・議第10号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

《大江剛 指導課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

前、みんなで見に行く予定でしたけれども。行けなくなってしまいましたが、またいつか、コロナが落ち着いたらぜひ行き

遠藤洋路 教育長	<p>たいと思います。</p> <p>では、他にご発言がなければ採決を行います。</p> <p>議第10号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議第10号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正については原案のとおり決定いたします。</p>
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第11号 熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の制定について	
《大江剛 指導課長 提出理由説明》	
遠藤洋路 教育長	<p>では、今後もまた少しずつ通学区域が、家が出来たりして変わるときには、ここを毎回教育委員会会議でこれを改正するというそういう手続でいいんですか。</p>
大江剛 指導課長	<p>今、教育長のおっしゃるとおり、年に1回ではございますけれども、例年、これまでと同様に、新たに住居等が建設されて追加がありましたら、この2月の教育委員会会議におきまして、ご審議、ご承認をいただくように考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>はい、分かりました。</p> <p>では、他にご発言がなければ採決を行います。</p> <p>議第11号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
遠藤洋路 教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議第11号 熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の制定については原案のとおり決定いたします。</p>

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第12号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

《川上敬士 総合支援課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

細かいことですが、弁護士さんのところには推薦母体を書いてありますけれども、今回の臨床心理士のところには推薦母体は書いていないですよ。推薦母体があるとおっしゃったと思うんですけども、書いておかれた方がよろしいかと思えますけれども。

川上敬士 総合支援課長

ご指摘ありがとうございます。追加して修正いたしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

これは書いた方がいいんですかね。むしろ書かないのか、どっちか揃えた方がいいとは思いますが。推薦母体を書く必要がここにあるんでしょうかね。所属・役職名ということですから、所属と役職名を書けばいいような気がしますけれども。どちらがいいですか。

西山忠男 委員

私の意見は推薦母体があるなら書いておいた方が、どういう経緯で決まったかが分かりやすいと思うんですよ。推薦母体がないということは教育委員会が独自に探したという印象になってしまって、どうやってこの人を探したのかなというふうにちょっと疑問に思ってしまうところがあります。

遠藤洋路 教育長

これは、ただ他の人はどうなんですかね。例えば警察関係者とかも特に教育委員会がこの人をと指名したんじゃなくて、この職の人だったりするんでしょうから、その推薦というか、選んだ経緯をここに書けるのかどうかというところだと思いますが、どうですか。

川上敬士 総合支援課長

5名の委員の中で、警察関係はあて職になっておりますので、推薦ということではございません。医師の田仲委員におきまし

遠藤洋路 教育長

ては、県精神科協会からの推薦ということになります。熊本大学のほうからも、ここはちょっと確認しないといけませんが、恐らく推薦というかたちとなりますので、警察関係以外は推薦団体を入れることは可能だと思っております。

推薦だったりあて職だったりするわけですよ。だから、あて職なら何でこの人なのかということ（あて職）と書くのか、推薦なら括弧で弁護士会なり、どここの推薦と書くのかということだと思んですが、通常、こういう委員名簿にはそういうことはあまり書かないような気がするんですけども。それぞれ選んだ経緯は当然あるわけですよ。でも、その委員の名簿を出すときに、ここに推薦というのはあまり見たことがないですけども、どっちがいいですかね。揃えた方がいいというご意見はごもっともだと思いますけれども。どうですか、誰かそれは事務局からは特にありませんか。どっちがいいとか、他の委員会ではこうしているとか。

松島孝司 学校教育部長

条例に位置づけてある審議会等で、推薦という文言を見た記憶はございません。近場でいいますと、今年度、教科書の選定がございましたが、どこどこ推薦という記入はなかったかと認識しております。

遠藤洋路 教育長

はい、分かりました。あくまでも教育委員会会議で審議をする名簿の案としては、こういう経緯でここに名前が、案に名前が入っているんですよということを示すことはあってもいいんじゃないけれども、委員名簿というかたちになった場合には、弁護士会から推薦があったから委員になったわけではなくて、教育委員会会議で決めたから委員になったわけで、委員名簿として外に出るときには、どここの推薦というのは途中のプロセスですから、これは書かない方がいいと思うんですよ。この案としては別に弁護士会の推薦があったからというのが分かりやすいからいいとは思いますが、どちらかというと、決まった後の名簿としては、誰の推薦だったということじゃなくて、教育委員会会議が決めたから委員なんだということですから。その理屈でいうと、推薦は書かない方がいいんじゃないかと私は思います。一応それはそういうことでいいかどうかを確認したうえで、書くなら書く、書かないなら書かないで揃えるということにしましょうかね。よろしいですか。

では、今日はこの変わったところ、臨床心理士の方のことについてですから、その括弧書きがあるかないかは、特段直接は関係ありませんが、この議第12号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についてということで採決してよろしいですか。

では、他にご発言がなければ採決を行います。

議第12号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第12号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 協議

- ・協議（1）第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム（案）について

《濱洲義昭 学校改革推進課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

これは前、1回かかって、その後、今言った学校からの意見なんかを踏まえて少し修正したので、またここに示しますよということですね。

これ変わったところは、概要版は分かるんですけども、この本体の方の変わった部分というのは、この赤くなっているところが変わったということでよろしいのでしょうか。

濱洲義昭 学校改革推進
課長

赤はすみません、ちょっと強調している部分なので、これは関係ございません。

遠藤洋路 教育長

そうすると、どこが変わったかというのは、本文は分からないの。

濱洲義昭 学校改革推進 課長	本文のほうは前回も提出いたしておりませんので。
遠藤洋路 教育長	じゃ、今回、本文は初めてかけるから、全部、どこが変わったというのは示していませんよと、そういうことですか。はい、分かりました。
西山忠男 委員	教員の負担の1つとして、通知表とか、家庭に児童の状況を文書で伝える、通知表に限らず、時に応じてそういうことをされていますよね。4ページに通知表の簡略化というのがあるんですけども、通知表の簡略化といっても、点数を簡略化するわけにはいかないもので、多分、児童の状況あたりのところを簡略化するのかなと思うんですけども、それがそんなに負担になっているんでしょうかね。負担軽減になるのかなというのがちょっと気になるんです。学期末に書くぐらいだったら、大して負担ではないんじゃないかなという気もするんですね。毎週、何かお便りみたいなものを出す先生もいらっしゃるみたいなので、そういうのを簡略化するというのは負担軽減になると思うんですけども、通知表の場合はどうなんでしょうか。
遠藤洋路 教育長	通知表の簡略化はどのぐらい負担軽減になるのかということですよ。これは指導課が担当と書いてあります。指導課でいいですか。
大江剛 指導課長	通知表の作成につきましては、例えば小学校におきましては、中学校もですけども、まずは道徳が教科化されて、これは文章表現ということでございます。あと英語も3年生、4年生は外国語活動、5・6年生は教科になりました。そのほかにも総合的な学習の時間ですとか、特別活動ですとか、いろいろ子どもたちの日頃の学習状況を文章表現等で評価をさせていただいているわけございまして、そういったところで以前と比べると、評価の割合がかなり増加してきているというようなところで、学校側からもそういったご意見です。通知表につきましては、これは公簿ではございませんし、校長の権限の下に作成されるものではございますけれども、そういったところでの意味での簡略化というところで理解しております。
遠藤洋路 教育長	概要版の4ページですけども、本文だと54ページですね。この本文の54ページを見ますと、令和元年度、通知表関連業

務について「負担である」、「どちらかといえば負担である」と答えた教員が小学校で80.1%、中学校で71.3%ということですから、負担ですかと言われると、負担ですと言う人の方が多いという結果になるということですから、簡略化すれば負担軽減、少なくとも負担感の軽減にはなるんだというふうには思いますが、どのぐらい簡略化できるかというところにかかっているかもしれませんけれどもね。

西山忠男 委員

私の印象は、通知表はとても大事なもので、家庭も重要視していますから、それを簡略化されると、ちょっと家庭のほうからクレームが出そうな気もするんですよ。ですから、文章表現で評価しなければいけないという部分が増えたというのは分かるんですけども、それも簡略化するわけにはいかない。評価は簡略化するわけにはいかないと思うんですよ。なかなか難しいところだと、通知表が負担だというのは分かります、確かにね。分かりますけれども、簡略化はなかなか効果的な簡略化というのは難しいんじゃないかなという気がしたものですからお尋ねした次第です。

塩津昭弘 教育次長

私のほうで教育課程の懇談会を持っておりますけれども、そこで先日、この件についてお話をいたしました。特に小学校の方が、負担感が大きいというふうなことで上がっております。特に学期末に出すことに対する抵抗が大きいというふうなことです。夏休みを前にして事務量が非常に多くなるというふうなことがありますので、それに対して回数を減らすことができないかというふうなことで小学校長会から要望がありまして、この学期の数とそれから通知表の回数に関しては一緒でなくてもいいというふうなことでこちらのほうでお示しをいたしましたところ、それに則ってやりたいと。それに代わるような取組として、夏休みに三者面談とか家庭訪問とかをして、言葉でお伝えすることによって連携を深めていきたいと、いろいろな工夫をしながら子どもたちの成長を見取って事務効率を上げていきたいというふうなご意見がありましたので、その方向で進めていきたいというふうにご考えております。

遠藤洋路 教育長

今の通知表はすごい項目が多くて、昔みたいに国語が3とか算数が4とかじゃなくて、ものすごい国語なら国語でいっぱい表、項目があつて、ここにもありますけれども、その結果とし

西山忠男 委員

て、苦勞の割に保護者には分かりづらいという、これ確かにそういうところもあるだろうなと思うので、その辺を分かりやすくするという意味でも簡略化する必要があるのかなというふうには思いますけれどもね。必要な情報が伝わらないと意味がないですけれども、ちょっと今は項目が確かに多いのかなという気はします。

今、教育長がおっしゃったのは、例えば国語だったら、話す力とか書く力とか表現する能力とか、そういう項目がいっぱいあって、それに丸をつけたり二重丸をつけたりしなければいけないということですね。昔は、確かにそれはなかったですね。単に点数だけで5、4、3、2、1だった。確かにそうかもしれませんね。そこは簡略化してもいいかなという気はいたします。

遠藤洋路 教育長

観点別で評価するという事になっているので複雑になっていますけれども、ちょっとそれは工夫が必要かなと思います。他にはいかがでしょうか。

小屋松徹彦 委員

まず、概要版のほうの1ページ目、プログラムの達成目標についてもう1回確認をしておきたいんですけども、目標1、2、それから当面の目標というふうに書いてありますよね。目標1は在校時間が1か月45時間を超える教職員数を減らすということで、最終的には令和5年度に0にもっていくという。これを3年間で達成しようということですよ。この当面の目標の中に今度は在校時間が1か月80時間を超える教職員数が今でも二百何十名いらっしゃる。これを0に持っていくという目標が当面の目標として掲げられていて、これも令和5年度末までということで期間が書いているようなんですけれども、何かこれがちょっと今ひとつ私は理解ができないんですね。45時間を超える教職員でかつ80時間を超える方が265人というような理解でよかったですでしょうか。

もしそうであれば、当然この80時間を超える教職員を0にするというのは非常に分かりますけれども、目標の1については、じゃ、この令和3、4年、5年、この3年間でどういうふうな数字の経緯を目標として掲げられるのか。いきなり年度末に0というのでは、目標としてはちょっと不明確かなという気がするわけですね。もう少し単年度で数字を区切っていつ、何とかそれを達成するということが私は具体的な目標として

	<p>は達成に近づくんじゃないかなという思いがありますが、いかがでしょうか。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>その目標について。</p>
濱洲義昭 学校改革推進課長	<p>今回の目標の1と当面の目標でございますけれども、今年度の4月に規則を改正しまして、45時間以内というラインをまた新たに設けました。ただ、前回、今のプログラムにおいては80時間を超える教職員を0にするという目標を立てておりましたけれども、こちらがまだ達成できていないということで、まずは当面、最初に掲げた目標をクリアにするということと併せて、規則に定めた45時間についても0にするというちょっと二重になりますけれども、そういう組立て方をしております。</p> <p>45時間の令和5年度までどういうふうに段階的に減らしていくかということについては、すみません、各年度でどのぐらいの効果を出していくかということをお細かく算定しておりませんので、なかなか今、お示しすることは難しいです。ただ、今回、説明の中でも触れましたとおり、今年度、これまでの課題を踏まえて、優先度の高いものから持ってきたつもりです。中でも部活動の見直しについては小中学校とそれから文化部と併せて新しい団体に委託をするとか、そういったことも考えておりますので、それが叶えば達成できるのではないかというふうに踏んでおります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>目標1については何年にいくつというのを示すのはちょっと難しいということですか。</p>
	<p>小屋松委員、いかがでしょうか。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>我々が中期の経営計画をするときには、例えば3年と決めたならば、3年目にはこうなるということで、今度は次に単年度の計画と必ずやっていくんですね。やっぱりそこでの数字を出しながらやっていかないと、3年目の計画が達成できるかというのはやっぱり非常に曖昧になっていきますので、そういうことがあるから今、質問させていただきましたけれども、少なくとも今おっしゃったように、目標を立てにくいということであれば、令和3年が終わったときに、じゃ、どれぐらいの数がそれを達成できたかというその結果で構いませんので、それは毎年出していかれた方が、もっと徹底できるのかなと思いますの</p>

<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>で、そこはお願いしたいと思います。</p> <p>委員ご指摘のとおり、実際、実績は月ごとにとっております。今後、この新たな2期目のプログラムを推進していくに当たっても、定期的にこちらの会議でもご報告をさせていただいて、どのぐらいの進捗なのかと、どこが良かったのか、良くなかったのかと、そういったことも併せて報告をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、定期的に報告をするということでもよろしく申し上げます。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>今度は取組項目の4ページ、この4についてちょっといくつかご質問したいんですけども、まず恐らくこの教頭業務というのは、教頭先生の超過時間というのがかなり多いということはいくぶん私も分かっておりますけれども、ここをいかに減らすかというのが本当に肝かなというふうに思っていますので、ここはもう大胆にやっっていかなければ駄目かなというふうに思います。</p> <p>確かどこかに書いてありましたように、校長、教頭が早く帰った日には皆もすっと帰りましたみたいな、そういう記述もあったぐらいで、やっぱり管理職の方々が早く帰るということが一般の教職員の方々が帰るという動機づけになるんですね。これは我々の職場でもそうですけれども、いつまでも残っていたいけれども、いや、そうじゃなくて、やっぱりここは帰るということを実践しないといけないかなというふうに思います。</p> <p>それともう一点は確かこれも教職員の方々の意見の中に、水曜日に早帰りすると一律に決めるのではなくて、その人に合わせたことで週に1回は早帰りをつくるというふうなご意見が出ていましたけれども、私はちょっとこれに疑問なんです。やるのであれば決めてその日にやった方がいいです。そこに皆さんが合わせればいいだけのことで、これを週に1回、面々にとりあえずになってしまうと、やはり帰りづらくなるということに繋がって行って、結果的にはまた元の木阿弥になりかねないと思うので、私は例えば水曜日には、うちは「すいすい水曜日」というふうに決めて、早帰りの日に決めています。そのようにして週に一遍、1日みんなに合わせて早帰りするというのを決めた方が私はいいのかなというふうに思いました。</p>

	<p>それから、これは資料のほうの64ページ、ここで出勤のタイムカードのことがありましたよね。何ページでしたか。タイムカードの打刻というのが、確か29年度から導入されたというふうに書いてありますけれども。</p>
遠藤洋路 教育長	60ページですか。
小屋松徹彦 委員	60ページですかね。29年度からこれ導入されて、もう3年経つのに今でもまだこの打刻が徹底されていないというふうに書いてあるんですが、この打刻をしないという理由、原因というのは何なんですかね。意固地になって押されないのか、忘れたのか、何かそこら辺の分析ってされていますか。
遠藤洋路 教育長	じゃ、2点ありましたから、1点目は学校改革推進課でしょうか。
濱洲義昭 学校改革推進課長	教頭業務の業務削減についてということですが、このプログラムを検討する中で、最初に現場からのご意見を募った中には、最初はこの教頭にスポットを当てた取組について上がってきませんでした。ただ、私どもで職種別に見たときに、やはり教頭業務の負担がものすごく多いというのが時間数で分かっていたので、こちらから提案しまして、まずこの取組項目4の1番目に掲げようと。これまでの会議の中でもこちらからの説明をしたと思いますけれども、どうもやっぱり文化、学校文化の中で、教頭先生が最初から最後までいるというふうな文化があると。これをどうにかしたいというのがあって、このプログラムの中では、業務の分担を見直すですとか、ただそもそも業務そのものを減らさないといけないわけですが、ここに位置づけることによって、少しでも分散化、省力化が図られればなという思いでここに書かせていただいています。
遠藤洋路 教育長	じゃ、タイムカードの打刻については、教職員課でしょうか。
岩崎高児 教職員課長	タイムカードの出勤打刻率が100%にならない理由ですが、教職員情報システムを平成29年度、導入しています。学校にはネットワークが2つあります。c-netとe-netというふうに2つありまして、教職員情報システムはc-net上で動いています。そのc-net端末が各学校に3台と

か4台とか限られた台数しかございませんので、先生方は出退勤をするためにそのc-netパソコンで打刻をすることになります。自分のパソコンはe-net上のパソコンで、打刻できないという物理的な問題があるということがございます。あと、部活動で土日に来たときも、わざわざパソコンを起動させて出退勤をするというところが面倒であるといった実態もございますので、その辺をc-netとe-netのネットを連携させて、物理的な解決を図るとか、そういったところで取組をいたしまして、ここの出退勤打刻率を上げていきたいというふうに思っております。

遠藤洋路 教育長

打刻はここにありますが、まず自分のパソコンでできるようにするということが1つ大きな解決策なんだろうけれども、それができるのが3年度から順次端末が入っていくとできるようになってくるということですよ。それまでの間は各学校でc-netの端末がいくつかしかないの、ちょっと不便だということもあるし、ここにありますが、土日、例えば部活で来て、必ずしも職員室に寄るわけじゃないという場合には打刻しない、ついつい忘れちゃうということもあるということで、意固地になっているとか政治的な理由で打刻を拒否していますとか、そういうことは多分ないと思うんですけども、やっぱりついつい忘れちゃうとか面倒くさいという人がまだ多いということ、多いというか、一部ですね、1割弱ですけども、いるということかと思っておりますので、自分の端末で簡単に打刻できるようになれば大分打刻率は上がると思います。それまでの間も職員室の端末でやるか、後で出勤したときにまとめて入力するということもできますから、そういうことで改善していくということになるんだと思います。どうですかね。

小屋松徹彦 委員

先ほどご報告いただいた中に、やはりどこかに前からそうだとするところの風土といいますか、それが何となくあって、なかなかそれが障害になっている部分もあるんじゃないかと。企業じゃ普通考えられませんか。タイムカードを押すというのは、これはやりますよ。これやらなかったら何をやっているんだということになるわけです。それがこの教職員の世界では、1割ぐらいの方々がまだそれでもやっていないというのは、どこかにこれまでの根づいてきた教職員の中の考え方というのがある、それがなかなか拭えないんじゃないかなという気がす

るんですね。そこが給特法というんですか、法律のそもそもの決め方が、ある程度の残業を含んだところで決められているという何かそういうところに原因があるのかなという気がしますけれども。ここは徹底して切り替えていかないと、というのが意識改革という面でそれをしていかないと、多分この学校改革というのはなかなか進まないんじゃないでしょうか。教職員がいかん意識を変えて、自分たちも変えようという気持ちになるかというところがないと、いくら教育委員会で一生懸命こうやってプログラムをつくってやろうとしても、現場が動かないということじゃ、やっぱり話にならんと思うんですね。そういった点はちょっと指摘しておきたいなというのと。

それから、先ほどの教頭の件ですけれども、教頭の業務としては52ページにいっぱい書き並べていただいているんですけれども、これも教頭の仕事かというのがやっぱりたくさんありますよね。やっぱりこの教頭のポジショニングというのをもう少ししっかり捉えて役職というのを決めていかないと、これも恐らくこれまでがそうだったからという当たり前になっているわけですよね。ここをやっぱり本当に大胆に変えていかないと、そして教頭先生の役割というのを本当にもう1回見直さないと、私、学校改革というのも中からの改革というのは難しいかなというふうに思います。頑張ってやってほしいなと思います。

遠藤洋路 教育長

いかがでしょうか。何か総括的にコメントがありますか。よろしいですか。

教頭業務は本当に学校以外では、これは管理職の仕事じゃないよなというようなことが多々あると思うので、それは見直していくということですよ。

打刻もどうですかね。ちょっと今度の人事異動を考えるときに、ちゃんと打刻しているかどうかをチェックしましょうかというふうにしたら、みんな急に打刻するようになったりするんですかね。大丈夫ですかね。勤務評定に打刻率を反映させますか。それは冗談ですけども、ただやってねで本当にやってくれるんだったらいいけれども、3年経ってもやってくれないんだったら、何かやったら得するか、やらないと損するか、そういう仕組みをつくるのも確かに一案ではあるかもしれませんがね。企業の場合はサービス残業をしたら違法ですから、打刻しなきゃいけないわけですよ。教職員ももちろん勤務時間を管理は

西山忠男 委員

しないといけないんですけれども、給料に反映されないから、そういう何らかのものがあってもいいのかもしれないね。

何のために打刻が必要なのかということに疑問を感じている教員もいるんじゃないですか。そういう気がしてならないんですけれども。皆さん、ちゃんと朝は来て遅くまで頑張っているわけですから、自分たちはちゃんと働いているんだから、別にそんな打刻なんて必要ないよという気持ちがあるんじゃないかなという気もします。

遠藤洋路 教育長

そうですね。だから勤務時間をちゃんと把握しなきゃいけないというのは、ちゃんと働いているかどうかとは別の問題でやらなきゃいけないんでしょうけれども、そういう意識ができていないということかもしれません。これがルールなんですということだったら、本当にルールを守らない人にはペナルティーがありますよということもあり得るとは思いますよね。ちょっとどうですかね、そこはもちろんそんな急に打刻しなかったら何か罰を受けるということは急には難しいでしょうけれども。本当にルールなんですよということをはっきり示していく必要があるのかもしれないね。ちゃんと仕事しているからいいじゃないかではなくて、ということですよ。管理職の義務でもあるわけですよ。職員の勤務時間をちゃんと把握して、健康、安全管理もしなければいけないわけですよ。そういうのを校長、教頭にも徹底していく必要はあるでしょう。

小屋松徹彦 委員

今の西山委員の考えを聞きながら、ああ、やっぱり先生というのはそういう考え方をされるのかなと思って、私は少しそこはうん？と思うんですよ。頑張り過ぎているんですよ、先生たちは本当に。一生懸命されているから、だからどこかで歯止めをかけてあげないと、多分、一生懸命がそのまま続いていってしまうと思うんですよ。だから打刻するというのはやっぱりそこで1つ区切りをつけてもらうとか、意識的に自分の気持ちを切り替えてもらうとか、そういったことの動機づけになるかなと思うので、私はそれをやっていただきたいなと。先生たちが本当にいろいろなことを抱えてやっているのは百も承知なんですけど、これをこのまま続けていったら、本当にまた体を病むとか、心を病むとか、そういった方々が増えていく一方になってくるんじゃないかなというのがちょっと心配すると

西山忠男 委員

ころですね。

私が言ったのは大学での経験を踏まえて申し上げたんですけれども、大学でも1年ぐらい前ですかね、打刻が始まったんですよ。それは労働管理、働き過ぎて体調を壊さないようにという意味での労働管理の観点から始まったんですよね。だけれども、教員の中には、そんなことは心配してもらわなくてもいいと、自分でちゃんとやっているんだからといって、面倒くさいことはせんという人もやっぱりいるんですね。だから、小中学校でも似たようなことはあるのかなと思ったので申し上げただけです。

遠藤洋路 教育長

大学と多少、働き方は違っても、意識としては似たような意識は多分あるんでしょうね、やっぱり。ただ、実際、自分はよくても長時間仕事をしたら体を壊しますからね。そこは防いでいかなきゃいけないというのは我々の義務ですから、やっていく必要があるんだろうなというように思います。

他によろしいですか。

泉薫子 委員

私から1つ質問なんですけれども、小学校の高学年における一部担任制について書いてありまして、これを推進することで負担を減らそうという取組になっているところなんですけれども、ちょっと全体的に教えていただきたいんですけれども、今後、どういったかたちになっていくのかというのが分からないということで教えていただきたいという点が1つ。

それと今、現在はここでの取組は交換授業で高学年の負担軽減につながる工夫をする学校を増やしていこうという取組をされているんですけれども、こういう現場での交換授業を推進していただくというふうになっているんですけれども、それができるような人の配置とといいますか、先生の配置、高学年の先生がそういった交換して授業ができるような人材を配置しているのか、教育委員会はそういうふうに工夫して入れているのかという点などもこれから気になる場所なんですけれども、どういった問題点があるのか、またこれからどういったことに気をつけてやっていこうと思っていらっしゃるかというのを教えていただきたいです。

松島孝司 学校教育部長

複数課にまたがりますので、私のほうで一括してお答えしま

す。まず後半でお尋ねになった教科担任制の人的配置の部分でございしますが、現在、加配教員として、少人数加配とかTT加配というのがございすし、音楽専科とか理科専科という専科加配もございす。少人数加配の場合には基本的に加配の先生と担任と両方、授業をすることになるので、空き時間は生まれないのですが、音楽専科みたいに専科加配とすると、専科の先生が授業をされる場合には担任は空き時間ができるわけですね。そうすると、ここにあるような時間数の軽減にもつながっていくということで、加配の運用の仕方を柔軟に学校で工夫していくことを今後進めていく必要があると考えております。

それと、前半部分は今後の動き・効果ということでよろしいでしょうか。基本的にはいろいろなパターンがありますが、教科担任に取り組んだところでは大分余裕が生まれたと聞いています。中学校は基本的に教科担任制ですので、1回、授業の準備をすると、5クラスでする場合は5回、同じことを繰り返せばよろしいわけでだんだん質も上がっていきます。小学校の場合には1回だけで、自分の担任のクラスでしたら、もうそこでおしまい、次の授業はまた違う教科、というところがかなり大きな要素としてございす。特に高学年で内容がどんどん高度化していきますので、だんだん教科担任制の重要性というのは増していくのかなと考えているところでございす。ただ、ネックとしては、時間割の調整があります。小学校の場合には、自分の学級だけで時間割を自由にできたのが、ほかのクラスとの連携が出てきますので、その調整をご苦労されているというのはアンケートでも出てきているところでございす。

以上です。

泉薫子 委員

分かりました。そうすると、小学校の、今、市立小学校の先生、教諭というふうに見ているんですけども、高学年専門とか、専門性が少し出てくるかたちになるということになるんでしょうか。

松島孝司 学校教育部長

おっしゃるとおり、小学校の中にもある程度の専門性が出てくると考えています。特に高学年の場合、小中一貫の趣旨としては、高学年でいろいろな先生から授業を担任してもらおうというようなところも含めての小中一貫でございすので、高学年にとっては専門性の部分は、これからはある程度、出てくるのかなと認識しております。

遠藤洋路 教育長

よろしかったですか。
他には。

出川聖尚子 委員

1点目がプログラム、この時間創造プログラムはどのように教職員の方に広報していくのか、あるいは保護者の方に伝えていくのかという今後の広報のお考えをお聞きしたいのが1点と、2点目が新規で年休、休暇の推進というのが出てきていましたけれども、長時間働いている方が年休を取るのには難しいのではないかなと思うんですが、その取組として先ほど1月から12月の休暇のあり方を変えていくということだったんですが、他には何か具体的な方法を考えていらっしゃるのであれば教えてください。

濱洲義昭 学校改革推進課長

1点目のプログラムの広報、教員向けということですが、このプログラムが確定します3月末の後に個人宛てにプログラムをお送りすることもできますので、直接送りたいと思います。市のホームページにも併せて上げたいと思っております。それで保護者も見ただけとは思いますが、ただ確実に届くようにするにはどうしたらいいかということも併せて、このプロジェクト会議というのを持っておりまして、そこで議論をしました。これまではホームページに載せたりとか、単発でシンポジウムを開催したりとか、あとは国もやっていますけれども、チラシを作るとか、そういうことではなかなか届かないんじゃないかということで、新しいプログラムもできますので、その会議の中では、例えばそれぞれの取組を動画とか見やすいように工夫して上げていく、そういうかたちがいいんじゃないかとかいう話を1回したんですよ。そうしたら、学校サイドとしても、じゃ、例えば本体は私たちのほうでつくって、学校それぞれの取組なんかも付けて出すといいんじゃないか、そんな前向きな話も出ましたので、効果的な広報というのをしっかりやっていきたいというふうに併せて考えております。

それから、年休の取得については、他団体の例を引き合いに出しました。9月から8月までに設定している団体の例を見ると、うちより取得は高いということが分かりました。ただ、もう一つ、丸々1日休むという方法とあとは時間休を取るというやり方もあると思います。プログラムの58ページ、(4)に管

	<p>理職マネジメント研修の充実と意識改革という項目を持っています。やはり管理職のご指導の中で休暇を取るというのが必要かなということで、ここの取組内容の下の方に、これは他団体の例ですけれども、例えば下のほう、ハッピーファミリーデーというものが書いてあると思うんです。月1回の金曜日を4時間授業にして、下校を2時間早めると、この時間を活用して、時間休を取る職員も増えたと。丸々長期休業期間に取るだけではなくて、こういった活用の仕方もあるので、参考にさせていただきたいというようなことも併せて考えております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>よろしかったですか。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>はい。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、他にありますか。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>すみません、このプログラム、概要版だけ見る限りは、通常学級のことだけに限定されているような感じがして、特別支援学校とか、そういうところにおける時間創造プログラムというのはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、特別支援学校とかに特化するものは確かにありません。ただ共通するものはあると思いますので、その一部分については適用していただきたいと思っておりますが、確かに学校からご意見をいただくときに、例えば幼稚園ですとか、高校ですとか、専門学校も含めてですけれども、何か独自の悩みといいますか、問題点があれば、そこに即応するような取組を個別にやらなくちゃいけないなというのはありましたので、今後、個別にお話を聞いて、必要があればこのプログラムに盛り込むとか、そういったことも考えていく必要があるというふうに考えております。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>特別支援学校にはやはり独自の時間のかかるいろいろなことがあると思うんですね。そこを汲み上げて、そのところを改善するようなプログラムもぜひつくっていただきたいと思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、そこは検討のほうをよろしくお願いします。</p>

若杉敏郎 特別支援教育
室長

今ご指摘いただいたこと、本当にありがとうございます。特別支援学校につきましては、特別支援教育に関する拠点的な職員の研修を担当するような業務があつて、そこを担っていただいているということがあります。ですので、小中学校で支援が必要な子どもさんたちについてのアドバイスをしたりするところがありますので、小中学校とは違う業務がありますから、校区が大きいということも含めて、職員がいろいろ対応する内容も小中学校とは違ってきたりするところもありますので、ぜひその辺も確認しながら、働き方改革につなげていければと思います。ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

この9ページの学校種別の時間外勤務の状況を見ると、特別支援学校は小中学校に比べると時間外勤務は少ないように、長時間勤務している人の数の割合は少ないような気はしますが、それぞれの学校種でそれぞれできることがあるということであれば、これはやっぱり考えていく必要があると思いますので。やっぱり中学校が一番多いですね、時間外というのは。ただ各学校種での取組をお願いします。

他にはよろしいでしょうか。

では、他になれば本件は以上といたします。

・協議（2）校則・生徒指導のあり方の見直し（案）について

《濱洲義昭 学校改革推進課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

これは苦野委員が非常に熱心というか、なので本当は、今日は苦野委員がご欠席なのは大学のお仕事ということで大変残念なんです、一応事前に意見を伺いました。苦野委員からは、この規則改正案のところで、現行だと「法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて」となっていますけれども、これを「必要かつ合理的な範囲内」というふうにするということで、今の案の方が縛りが強くていいんじゃないかというご意見があったんですが、これはそうじゃなくて、法令、条例、規則に違反

	<p>しないというのは書かなくても当然で、「必要かつ合理的な範囲内で」とするのは、つまり合理的なものじゃないといけないんですよと、非合理的な校則は制定することができないんですよということを示すものですよというご説明をしたら、ああ、それならこっちの方がいいですねというご意見でありました。もう1点は、最後のガイドラインのところの生徒指導のところ、最後というか9ページですね。この表がとてもいいですねというご意見が苦野委員からはありました。以上2点、事前に意見を聞きましたのでご報告します。</p> <p>他にはいかがでしょうか。前回もご覧いただいていますけれども。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>合理的な理由を説明できない規定というところが、非常に難しいところがあるんじゃないかと思うんですよね。例えばよく話題になる下着の色まで指定してあるとかいう、あれは非常に不合理だと一般的には思われますけれども、多分そういう校則ができた理由は、例えば真っ赤なTシャツを下に着ていて、上から白いシャツで登校すると、当然Tシャツの色が透けて見えるわけで、そういうことをしちや駄目よというのが本来の規定だったんじゃないか、校則だったんじゃないかなと思うんですけれども、それがちょっと今、行き過ぎているような部分があると思うんですけれども。ですからそういったこと、事例1つ取ってみても、合理的な理由かどうかという判断が極めて難しくなるので、それは学校で判断していただくしかないということになりますかね。そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>委員がおっしゃいますとおり、各学校でそれぞれの決まりについてやっぱり理由がまずつけられるものなのかというのを多分見ていくんだろうと思いますし、今回の話合いの中では、この児童生徒や保護者からの提案も当然あるわけでしょうから、それを基にこの理由についてつけられるのか、つけられないのか、そういった話合いをされていくんだと理解しております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>このガイドラインの7ページのところですよね。この7ページに必要かつ合理的な範囲ということで、①から④まであって、①から③、「生まれ持った性質に対して許可が必要な規定」「男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定」「健康上の問題を生じさせる恐れのある規定」、この3つは必ず改定して</p>

	<p>くださいと書いてあるけれども、駄目ですよという意味ですよ、これはね、この3つはね。4番目の「合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定」、これは各学校で見直してくださいということですから、各学校でこれが先ほど西山委員がおっしゃったような赤いシャツの上に白いシャツを着るということが合理的な理由で禁止されているのかどうかということは、これは各学校で話し合ってくださいということですよ。だから必ず人権侵害的なものは見直してもらわなきゃ困るけれども、合理的かどうかということは各学校で話し合ってくださいと、こういうつくりになっているというそういう理解でいいんですかね。</p> <p>他にいいですか。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>6ページに示されている会議、学校、それから地域、それから生徒、3者の会議がありますけれども、ここがどれだけ活性化するかというのが教育的にも非常に大事な場面だろうと思うんですよ。生徒指導の中にも書いてありますけれども、先生方のこの会議に対する姿勢というか、考え方というか、こちら逆にも逆にも問われてくると思うんですよ。だから、確かに子どもたちの民主主義の教育というか、これもあるかもしれませんが、逆に先生方も少し考え直さないといけないところがあるかなというぐらいのことで、少しきちんと子どもたちの話を聞くというか、そういう態度を見直すいい機会になるんじゃないかなと思いますので、期待しています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>おっしゃるとおりかと思います。</p> <p>あと、すみません、私から1つ聞きたいんですけども、この小中学校の管理運営に関する規則の改正は、これは教育委員会会議で決定することが当然なんですけれども、このガイドライン案についても教育委員会会議で決定する対象になっているというふうに、議案になるというふうに伺っています。その場合はこのガイドラインの例えば今後、細かいところを修正したいというときも全部毎回教育委員会会議にかけなきゃいけないと思うんですけども、それはそれが適当だというふうに考えていますか、担当課としては。</p>
濱洲義昭 学校改革推進課長	<p>このガイドラインについても重要な学校教育の一般方針を決めるものだとして理解していますので、議決は要ると思っているん</p>

	<p>ですけれども、どのようなスパンでやるかということについては、8ページに（4）で見直しのスケジュールと書いております。どのような見直しが各学校で進むのかということ把握しながら、ガイドラインそのものもその状況に合ったもの、ちゃんと合ったものになっているかということも併せて見直さなくてはいけないなと思っていて、そのタイミングでこのガイドラインの変更が生じるものと思っています。それが1年に1回なのかどうなのかというのはあるとは思いますが、見直しのタイミングはあると理解いたしております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>見直しはするんだと思うんですけれども、教育委員会の議決の対象にすることによって見直しがしにくくなるとか、見直しの頻度が少なくなるとか、ハードルが上がるとか、そういうことはないですかね。担当課としてなければいいですよ。別に私たちとしては別に毎回かけてくればそれで結構なんですけれども、担当課としてのそういう不都合というかはありますか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>現時点では今のところ、具体的にはちょっと見通せないものですから、運用が始まってからまた考えたいと思いますので。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>でも、1回ここで決めちゃったら、後は、じゃ、これからは事務局で決めることにしましょうというのはなかなかできなくなると思うんですけれども大丈夫ですかね。はい、じゃ、そこは部長、次長も大丈夫ですか、それはそれでいいですか。</p> <p>さっきのプログラムみたいなものはここで決めるわけですよ。だからそれと同じ位置づけにこのガイドラインがなるということで、ここで決めた方がもちろん正式な文書、よりそういう正統性が高まるとは思いますが、その分、毎月、見直しをしましょうとか、ちょっとここが間違っていたからここを修正しましょうみたいなことはそんなに簡単にはしにくくなりますけれども、そこはいいですかね。</p>
<p>松島孝司 学校教育部長</p>	<p>ご指摘の点は見直しをせねばならないという前提に立った場合には、確かにそういうことになるかとは思いますが。ただこのガイドラインは細かいところまでがちゃんと規定しているものではなく、基本的な方向性を指し示すものという認識をしておりますので、そういう意味ではここでしっかりご意見をいただい</p>

遠藤洋路 教育長

て、さらに叩いて、1回枠組みを決めたならば、そうそう変えるものでもないのかなと考えています。

分かりました。じゃ、このガイドラインもそんなにしょっちゅうあれこれ変えるわけじゃなくて、1回決めたらしばらくこれでいくと、そういうつもりだということですね。はい、分かりました。

他にはよろしいですか。

出川聖尚子 委員

どこに記載をしたらいいかは分からないんですけども、もしかしたらどこかに既書いてあるのかもしれませんが。子どもたちに意見を言ってもらってもその意見が通らないような場合があるかと思うんですが、そのときにそれがなぜ通らないのかということに対する説明責任を大人が負うと思います。教職員や保護者、児童がお互いに意見を言い合う場がモデル校の仕組にありましたけれども、教職員側の態度として、児童生徒に意見を言えるような場を提供する、サポートするというのは書かれているので、その意見に対して説明責任を負う、しっかり受け止めるということを加えられるといいのではないかと思います。

それと、もう1つ、ここは校則のことが書かれていましたので子どもにも分かるかと思うんですが、もう1つ、子どもに意見を言ってもらうときに必要なのは子どもにどういう情報提供をするかということも大事な前提条件になるので、情報提供の仕組と説明、大人の説明責任というのがこの中に組み込まれているようでしたらそこを教えていただきたいのと、ないようでしたら、そういう考え方を書かれるといいのかなと思いました。

遠藤洋路 教育長

では、今の点はいかがでしょうか。

濱洲義昭 学校改革推進課長

1点目のまず子どもたちが意見を挙げたときに通らない場合はどうするかということですが、ちょっと具体的には考えておりませんが、少なくともこの桜山中の例だと、基本的に保護者、教員、生徒さんから挙げてきたものはみんなこの議題に上がるという仕組は取られています。その中でそれを審議するかどうかというのをまた話し合われるという仕組になっておりますが、例えば決めていく段階でやっぱりどうしても認められなかったというような場合に、表現は適切かどうか

分かりませんが、不服を申し立てることができるのか、そういうのも1つあるのかなと。これはすみません、私の中で考えているだけです、そういった問題が出てくるかもしれないというふうに今、委員のお話を聞いて思いました。

あとは情報提供の仕組みということですが、これも小中学校、それぞれ理解度とかもあると思いますけれども、何を題材に話し合っていくかという、円滑にこの中で話し合いができるような情報提供、そのコーディネート的な役割も学校か、あるいは保護者の方にも要るのかなとは見通しておりました。この令和3年度以降にまた始まってからうまく機能している例あたりも聞いて、またうちからも周知ができる部分はやりたいなどは思っております。

遠藤洋路 教育長

今の2点はとても大事なところだと思います。この仕組みについても、最終的に校則を決めるのは校長です。ですので、教職員と児童生徒と保護者が一致してこういう校則の改正をしてほしいという決定をした場合にでも、校長はそのとおりにする必要はなくて、違うことを決定することもできるわけですね。ただ、その場合にはやっぱり校長はその理由を説明する責任というものはあるんだろうというふうに思いますよね。生徒が提案したもので、生徒と教職員と保護者で話し合った結果、それが採用されなかったという場合はその話し合いの中で理由を恐らく説明することになると思いますが、校長が3者の意見と違う決定をする場合には、やはりそれは説明する必要はあるんだろうと。

それから、その前提として教職員と児童生徒と保護者が適切な判断をできるようにするためには正しい情報がないといけないというふうに思いますから、その情報提供というのが非常に重要です。教員が、例えば教職員だけがたくさん情報を持っていて、保護者と児童生徒はあまり情報を持っていない状態で議論すると、あるいは判断してくださいというのもフェアではありませんよね。だからその辺の情報提供というのもしっかりやっていく必要は、これはあるんでしょう。

なので、その2点はこのガイドラインの中に、6ページぐらいのところ、決めていく仕組みというもののの中に反映させると、よりよいものになるのではないかなというふうに思いましたので、ちょっとそこは検討してみてください。よろしいですかね。

なので、これは大人のというふうに出川委員はおっしゃいま

したけれども、必ずしも大人といっても教職員、保護者もここでいうと児童生徒と同じような位置づけであって、最終的には校長が決めるということになりますから、この校長が決めたときの説明責任というのを負うということなんだろうと思います。よろしいでしょうか。

他には大丈夫ですか。

では、本件は以上にいたします。

日程第5 報告

- ・報告（1）広報広聴関係について

《事前資料配布》

- ・報告（2）第2次熊本市特別支援教育推進計画の策定について

《若杉敏郎 特別支援教育室長 報告》

遠藤洋路 教育長

では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

できるだけパブリックコメントの意見を反映させて修正できるところは修正をしたということですね。

西山忠男 委員

1つ気になりますのは、特別支援学校の卒業生の支援ということなんですけれども、例えば卒業して就職はしましたけれども半年でもう辞めましたというようなケースもあると思うんですね。そういう卒業生について一切知らないという態度はちょっと冷たいと思いますので、その辺の支援については書いていないような気がするんですが、何かありますでしょうか。

若杉敏郎 特別支援教育室長

西山委員のご指摘のとおり、特に平成さくら支援学校になると思いますけれども、高等部の生徒さんたちにとって就労、卒業というのは非常に大きな意味を持っております。あおば支援学校も今年でき初めて卒業生を出しますが、平成さくら支援学校の取組ということにおきまして、就労、進路指導の充実ということは、中身として位置づけております。

委員のご指摘のとおり、就労した後の支援体制というのは非常に重要だと思っていますし、実際の教育活動として、今年度もコロナの中ではありましたが、現場実習というのを3回ほど平成さくらがやっている中で、そこに子どもたちがいたり、いろいろな会議の中で情報が入ってきますので、そのことは平成さくらの業務として、進路指導主事を中心に職員が行っていくとっております。また、進路指導の充実イコール卒業生の就労支援と裏表一体だと我々は認識しておりますので、その辺もしっかり今後取り組んでいきたいと考えております。

ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

よろしかったですか。

他にはいかがでしょうか。特にありませんか。

ないようでしたら、本件は以上といたします。

日程第6 自由討議

- ・自由討議（1）市立高等学校・専門学校改革について

《濱洲義昭 学校改革推進課長 説明》

遠藤洋路 教育長

以前から答申をいただいていた、それを事務局の中で具体化し、今回お示ししたということになります。答申から大分具体的になっています。附属中学校をつくるとか、25人学級、30人学級にするとか、その辺も加わっていますけれども、これに関してご意見があればお願いしたいと思います。

自由討議なので、感想でも何でもいいですけども。これ自由討議して、その後、どうなるんでしたっけ。いつ決めるんでしたっけ。

濱洲義昭 学校改革推進課長

すみません、今後のスケジュールを示しておりませんでした。今、素案ということですので、今後の流れとしまして、来月の市議会の常任委員会にまた報告を行いたいと思っております。その後、パブリックコメントの手続を経まして、広くご意見を伺った後、それは1か月ぐらいということで、令和3年度6月議会についてこの計画の案として報告して、6月末には決定するような運びで考えております。

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>6月末には教育委員会会議にまたかかるわけですかね。今、今回の後、次は6月末の決定ということですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>はい、そのように考えております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>じゃ、意見があるなら今言っておかなければいけないと、そういうことなわけですか。教育委員会の委員の皆さんにとっては。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>おっしゃるとおりでございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。じゃ、今、意見があるなら今言っておかないといけないということです。もちろん後から言っていたいただいてもいいと思いますけれども。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>非常によく考えられた素晴らしい案になっていると思いますけれども、例えばこの必由館のグローバル探究科を成功させるためには、やはり立派なカリキュラムとそれを教えられる優れた教員の確保が一番大事だと思うんですよね。先ほど校長は公募とおっしゃったですかね。ですから、良い校長を選んで、その校長の裁量で少なくとも何人かは優れた教員を採用できるようでない、今の教員だけでやろうと思っても、なかなかこういった改革はできないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、教員の確保をどうするかというのが一番の課題だと思っています。特に専門性、この基本計画に書いておりますとおり、少し専門性を上げるということですので、今も力量のある教員の方はたくさんいらっしゃいますけれども、それをまたベースアップするような研修ですとか、あるいは小中学校からの異動ですとか、新規で採用する、あるいは外部人材の活用、あらゆる手法を考えているところです。今から教育課程を具体化していくに当たって、どのような教員の配置をするかということも併せて考えていきたいと考えております。</p>

遠藤洋路 教育長	<p>西山委員、よろしかったですか。</p> <p>確かに教える人がいないとできませんから、そこはこれからしっかり人を探すことも含めてやっていくということですね。</p> <p>他には。</p>
泉薫子 委員	<p>これから先に、非常に未来志向のある計画だと思っていいなと思っているんですけども、1点だけ、芸術探究科という科が非常に漠然としているような気がするんです、幅広いですし。どういった人材を育てることを目指しているのかというのがちょっとあまりよく分からないなというところがあるので、もし新たな社会の創造に取り組む人材を育成するのと芸術というのとの整合性というか、どういった内容を考えていらっしゃるのかというのがもっと見るといいかなと思います。</p>
濱洲義昭 学校改革推進課長	<p>恐れ入りますが、本冊のほうの18ページをご覧くださいますと、少し詳しい材料を載せております。</p> <p>最初の4行目ぐらいに、この芸術探究科における人材育成の方向性、生徒像ということで、いくつか書かせていただいております。これはあくまでイメージということで書いております。中身につきましては、今の必由館高校の中に芸術コース、音楽、美術、書道、それから服飾デザインコースというのもありますけれども、これらの4要素を複合的に融合的に学ぶというような建付けで考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>18ページですか。</p>
泉薫子 委員	<p>できればもう少し未来的などいいますか、今の現状の延長というよりは、グローバル、もっと未来的な芸術というものを、例えば熊本はすごく漫画の盛んな土地柄であったり、いろいろくまモンの芸術的な美術的なところの優れたところがある地域、熊本はそういう地域ではないかなと思うんですけども、そういったものを伸ばせるような、書道というのは非常に1つのアイコンだと思うんですけども、何か特色ある芸術性をもう少し練っていただければありがたいなとちょっと思いました。</p>
濱洲義昭 学校改革推進課長	<p>委員がおっしゃっていただいた漫画とかファッションも含めてですけども、熊本の独自性の1つとして、昨年の検討委員</p>

	<p>会の中でも市立ならではの特色の1つということでもご指摘をいただいていた。今のこの芸術探究科の中にはそういったことを考えてはありませんが、今後、カリキュラムあるいは学校の活動あたりを考えると時には、そちらのほうとの連携と申しますか、そういったものを考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>今のこの芸術コースと服飾デザインコースを足しただけじゃないかという、こういうご指摘ですか。だから、何が新しいんだというところですよ。もう少し柔らかくおっしゃいましたけれども、端的に言うとなんかということですね。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>すみません、ちょっと説明が足りずに申し訳ありません。18ページの真ん中に図表16というのがありまして、この箱の中にあるのが、各コースそれぞれの特徴ということです。例えばこの③を見ていただきますと、作品を作ると、それを全世界に発信できるように、例えば英語の学習あたりもするとかということと、この④ですけども、実際、実演家だけじゃなくて、就職あたりも少し睨みながら、著作権ですとか、そういったことも学んでいくような教育も併せて考えておりますので、今より進んだものというか、そういったことを意識しております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>そこの中に熊本らしさというか、その辺を入れていくことができると申しますか。</p> <p>他にいかがですか。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>先ほどのグローバル探究科の教員の確保に関連してなんですけれども、大学にいますと、高大連携ということがよく言われるんですよ。大学の側も高大連携を推進したいというふうに思っていますから、こちらのほうも例えば熊本大学のグローバルリーダーコース、あるいは長崎大学の多文化社会学部、あるいは別府の立命館アジア太平洋大学、そういったところに働きかけて高大連携の取組を進めながら、ちょっと大学の先生に来てもらって講義をちょっとやってもらおうとかいうようなことを考えれば、非常に活発化するのかなという感じがしますね。ここだけで完結していたら、やっぱりなかなかグローバルリーダーの育成にはならないと思います。そこも考えていただければと思います。</p>

<p>濱洲義昭 学校改革推進 課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。私どもは、この計画書の中にグローバル探究科だけではなくて、探究的な学びを推進する、それに当たって市役所ですとか企業とかと連携するというのを書いております。当然大学もそうだと思いますけれども、書いていることに留まっていて、具体的にどうするかというのはまたこれから考えていきたいと思っております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>西山委員、よろしかったですか。 他にはいかがでしょうか。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>今回の各校における改革方針を見て、本当に私もなかなかいい案ができていて楽しみだなというふうに思ったのが第一印象でした。そんな中で、実は高知に視察に行ったときにちょっと耳にしたフレーズがありまして、それを熊本流に直しますと、熊本が見える者こそが世界が見えるというそういうキャッチフレーズなんですけれどもね。つまり、熊本のことがしっかり分かっている、そういう人間が世界的な視野も持てるというか、そういうことなんだろうと思うんですけれども、例えば必由館高校の中高一貫というところでは、確かにグローバル・リーダーの育成というふうに書いてありますが、グローバル教育の中に多分範疇として入ってくるかと思うんですけれども、熊本の特色、いいところ、そういったものをどんどん一度若いうちに吸収するようなカリキュラムというのがぜひあった方がいいかなというふうに思いますので、できればこの附属中学校あたりのグローバル教育の中にそういう視点を持ってもらいたいなというふうな希望です。 以上です。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>それって例えばどんな内容を想定されているんですか。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>先ほど泉委員もおっしゃっていましたが、熊本の特色がありますよね。漫画家が結構多いというのがありますけれども、そういったところもありますし、やっぱり我々でも熊本のいいところって意外と気づいていないというか、ないところは目立ちますけれども、あるところは本当にしっかり見えているかという点からすると、なかなかそれが見えていない。つまり足元のことよく分からなくて世界を語るなみたいな感じがす</p>

	<p>るから、そういった面での熊本の文化、伝統をしっかり身につけるといいう機会が必要かなと思うんですね。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。 どうですかね。どうしたらそれができるかということですが、いかげですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>今、委員におっしゃっていただきましたお言葉は検討委員会の中でも国際のほうにという話が出る中で、まずはその前に地域のことを深く知らない、外のこともよく分からないだろうという話をされた委員もいらっしやいました。今回、市立の学校ですので、グローバルの視点を持った人材を育てるにしても、まずはやっぱり地域で起こっている課題についてどうやっているのかというのは把握しないといけないと思いますし、探究的な学びの推進の中でも、市役所と密接に関わりながら生きた学びというか、それを推進していくというのを柱に置いておりますので、そこは意識してやりたいと考えております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>具体的にはこれからカリキュラムはどうするかということ考えていくということですね。ご趣旨はおっしゃるとおりかと思ひます。 他に、出川委員はどうですか。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>感想はとても特色のある案が出ていると思ひます。これがカリキュラムなどで充実していくと、非常に期待できるのではないかなと思ひました。 1つ質問があつて、先ほど附属の中学校をつくられるといったときに、芸術探究科ではなくてグローバル探究科にそのまま進学するようなイメージで附属中学校があるというお話をされていたかと思ひますが、それは何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>何で芸術のほうに入れないでグローバル探究科に限っているのかということですかね。 いかげですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>今回の中高一貫の設置については、まず高校における分野を決めながら、どの分野に中高一貫というかたちでのシステムを入れると効果的な人材育成ができるかということをお考えたところから、</p>

	<p>ろです。その中で国際の関係、英語ですとか国際感覚、こちらの方が最も適しているのではないかと思います。他のところもできないということではないと思いますけれども、この分野での一貫教育に取り組みたいというふうに考えたところです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>芸術の専門的な教育を中学校の段階でやるということになると、結構附属中学校の限られた人数の中だと大変になるのかなというふうなところはあるので、グローバル探究科、英語とか国際理解、こういうことであれば、附属中学校の中でもできるでしょうから、そっちの方がやりやすいんじゃないかということですね。ただ、附属中学校の生徒の中でどうしても芸術に途中で目覚めてそっちに行きたいという人がいれば、芸術探究科に行けなくはないということなんですかね。そこはこれからのもちろん制度の決め方によるんでしょうけれども。否定するわけではないでしょうね。ただ、中学校の段階で中高一貫の芸術の課程をつくるというのは、ちょっと今のところは難しいのかなというそういうことかなと思いますけれども。カリキュラムの一貫性という意味では、中学校とグローバル探究科になるんじゃないのかなということですね。ということでもいいですか。すごい書道がうまくてこっちへ行きたいという人はどうぞということになるんだと思いますけれども。附属中学校から高校に行くときは受験というか入試はないわけですかね、附属だと。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>他の中高一貫で取られているシステムと同様、高校入試はない仕組みで考えております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>でも、辞めてほかの高校へ行きたいという人は止められないわけですよ、それはね。そこはしょうがないですね。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>確かに、6年間ずっとという縛りがある学校もあるというのは聞いていますけれども、高校に上がる時に変更ができるというところもあって、そこはそこでまた特色になっているというふうに聞いておりますので、そこも併せて考えたいと思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>縛りがあっても、辞めますと言われたら、駄目ですとは言えないですもんね。 他には。</p>

<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>総合ビジネス専門学校への改革、起業家育成を柱にというのは非常に面白いなと思って見たんですけども、例えば起業家を目指す方というのは、何も高校生の年齢でなくても大人になってからでもそういう希望を持つ方というのはいると思うんですが、定員70名の枠といいますか、これは年齢制限とかそういったものを想定していらっしゃるのかをちょっと教えてください。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>ビジネス専門学校の入試の資格については、高卒の方以上ということで、特に年齢制限等は今のところ考えておりません。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>今でも専門学校は年齢にかかわらず入学している方もいらっしゃいますよね。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>上限はないということですね。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>上限はないですよ。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>すみません、上限があるかどうかまでは、すみません、ちょっとはつきり分かりません。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>何年制なんですか。2年ですか。2年間。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>はい、2年間の教育課程でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>仮に今、上限があっても、今後別に上限をつくる必要はないんでしょうね。今から起業したいですという人が別に50歳でも60歳でも。というかむしろ、定年後に起業したいですという市役所職員の人とかもいてもいいかもしれませんね。課長、どうですか。冗談ですけども。でも、そうやって第2のキャリアをとということも十分これからは人生100年時代ですからあり得るんじゃないでしょうか。他にはいかがですか。よろしいですか。</p> <p>では、他になければ自由討議は以上にいたします。苫野委員は今日ご欠席ですが、もしまた何かお気づきの点があれば、いつでもおっしゃっていただければ、またお伺いします。</p>

〔非公開の審議〕

日程第3 議事

- ・議第13号 職員の懲戒処分について

《岩崎高児 教職員課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

本日の日程は全て終了したので、令和3年2月の定例教育委員会会議を閉会いたします。